

仕様書

本業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書に記載されていない細部の事項については、下関市及び受託者の協議により決定するものとする。

記

1. 業務の名称 下関港港湾施設消防設備保守点検業務
2. 実施場所 下関市岬之町、細江新町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、長府扇町及び長州出島（別記 2 位置図参照）
3. 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
4. 実施時期 下関市と協議して決定するものとする。
5. 業務の内容
 - イ 総合点検、機器点検、防火対象物定期点検
 - 別記 1 「消防用設備等点検基準」に基づいて実施する。
 - (1) 総合点検 1 回実施（8 月～9 月）
 - （消火器取替及び機能試験含む。別記 3 「消防設備一覧表」参照）
 - 撤去した消火器は業務受託者にてリサイクルシールを貼付し、受取伝票を提出後、適切に処分すること。
 - (2) 機器点検 1 回実施（2 月～3 月）
 - (3) 防火対象物定期点検（市営東大和改良住宅 A・B 棟 1 階）
 - 1 回実施（8 月～9 月）
 - (4) 下関港国際ターミナル防火設備点検
 - ・ 建築基準法第 1 2 条第 3 項による防火設備（防火シャッター、防火扉）の点検（別記 4 下関港国際ターミナル防火設備点検図参照）
 - (5) 受託者は、業務を完了したときは、当該月の翌月の 1 0 日までに業務の成果に関する報告書を発注者に提出しなければならない。尚、提出部数は下記のとおりとする。
 - ・ 総合点検報告書 2 部
 - ・ 市営東大和改良住宅 A・B 棟 1 階防火対象物定期点検報告書 4 部
 - ・ 下関港国際ターミナル防火設備点検報告書 2 部

- ・ 機器点検報告書 2部

ロ 緊急対応

業務対象となる消防設備等が常に正常にあるように維持し、次のような状況になったときは速やかに点検を行うものとする。

- (1) 誤報等により設備が作動したとき
- (2) 火災その他により設備が作動したとき

6. 業務対象施設及び設備

別記5「消防用設備等保守点検業務対象建物一覧表」のとおり

7. その他

本仕様書と別に、別紙2、3を遵守すること。

消防用設備等点検基準

1. 消防用設備等の点検及び報告

消防法第17条の3の3に規定する建物の消防用設備等の維持点検は、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて次のとおり行うものとする。また、

受託者は、下関市の行う義務の補佐として点検を行った結果を記録し、下関市に報告するものとする。

2. 点検の内容及び点検の方法

(1) 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認するものとする。

(2) 機器点検

① 外観点検

消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認するものとする。

② 機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認するものとする。

(3) 防火対象物定期点検

市営東大和改良住宅A・B棟1階の構造及び消防用設備等の維持管理状況及び防火管理状況等について、消防関連法令に基づく点検基準に従い、確認するものとする。

(4) 下関港国際ターミナル防火設備点検

建築基準法第12条第3項による防火設備（防火シャッター、防火扉）の作動試験を行う。